

初任者のための新戸籍読本（上）

目次

第1	はじめに	1
第2	戸籍事務と関わりのある法律等	3
第3	戸籍の記載手続・記載事項等	7
1	戸籍の記載手続	8
(1)	届出	8
(2)	報告	9
(3)	申請	10
(4)	請求	10
(5)	嘱託	11
(6)	証書の謄本	11
(7)	航海日誌の謄本	12
(8)	裁判	12
(9)	職権	13
2	戸籍の記載事項	16
3	氏名の記載順序	20
第4	戸籍法施行規則附録6号戸籍の記載のひな形から学べること	22
1	本籍欄及び筆頭者氏名欄の記載	23
2	戸籍事項欄の記載	24
3	身分事項欄の記載	25
(1)	義太郎の身分事項欄の記載	26
①	出生事項の記載	26
②	婚姻事項の記載	28
③	養子縁組事項の記載	29
④	認知事項の記載	30

目 次

(2) 梅子の身分事項欄の記載	31
① 夫婦が夫婦を養子とする縁組事項の記載	31
② 夫婦が夫婦の養子となる縁組事項の記載	33
(3) 啓太郎の身分事項欄の記載	34
① 推定相続人の廃除事項の記載	34
② 婚姻事項の記載	36
③ 名欄の朱線交差の記載	37
(4) ゆりの身分事項欄の記載	38
① 特別養子縁組事項の記載	38
② 特別養子離縁事項の記載	40
(5) 2葉目のみちの身分事項欄の記載	42
① 婚姻事項の記載	42
② 欄外にある「二字追加」の記載	43
(6) 英子の身分事項欄の記載	44
① 母の氏を称する入籍事項の記載	44
② 養子縁組事項の記載	46
(7) 芳次郎の身分事項欄の記載	47
(8) 英助の身分事項欄の記載	48
① 養子縁組事項の記載	49
② 養父母欄の記載	50
(9) 3葉目のみちの身分事項欄の記載	50
① 離婚事項の記載	50
② 分籍事項の記載	52
(10) 信夫の身分事項欄の記載	53
① 認知事項の記載	53
② 親権事項の記載	54
(11) 啓二郎の身分事項欄の記載	55
① 特別養子縁組事項の記載	55
② 父母欄・続柄欄の記載	57
4 欄外の記載	59
① 丁数欄の記載	59
② 筆頭者氏名記入欄	60
5 ひな形のまとめ	60

第 5 戸籍記載例の変遷	62
1 戸籍記載例が示された時期	62
2 法定記載例と参考記載例	63
3 戦後における戸籍記載例の変遷	64
4 昭和 23 年記載例（昭和 22 年司法省令第 94 号）	65
5 昭和 45 年記載例（昭和 45 年法務省令第 8 号及び昭和 45 年 6 月 5 日 付け民事甲 2667 号法務省民事局長通達）	67
(1) 戸籍記載の簡素化	67
(2) 戸籍記載の合理化	69
6 昭和 54 年記載例（昭和 54 年法務省令第 40 号及び昭和 54 年 8 月 21 日付け民二 4391 号法務省民事局長通達）	70
(1) 全体的事項の改正の要点	71
(2) 個別的事項の改正の要点	72
7 54 年記載例改正後の主な記載例の改正	75
8 平成 6 年記載例（平成 6 年法務省令第 51 号及び平成 6 年 11 月 16 日 付け民二 7000 号法務省民事局長通達。コンピュータシステムによる証 明書記載例）	78
9 記載例変遷のまとめ	82
第 6 戸籍に記載する文字	84
1 戸籍に記載する氏又は名の文字の取扱いの変遷	84
(1) 明治 31 年戸籍法施行当時	84
(2) 大正 3 年戸籍法施行当時	85
(3) 現行戸籍法施行後	87
ア 当用漢字表の制定	87
イ 当用漢字字体表の制定	88
ウ 常用漢字表の制定	91
2 誤字・俗字の発生原因	94
3 全国連合戸籍事務協議会の要望	99
4 氏又は名の文字が誤字又は俗字で記載されている場合の取扱いに関 する通達等の変遷	101
5 今後の課題	103

第7 戸籍記載の移記	104
1 戸籍記載の移記とは	104
2 旧戸籍法施行中の移記の取扱い	105
3 現行戸籍法施行後の移記の取扱い	106
(1) 戸籍法施行規則施行直後の取扱い	106
ア 管外転籍の場合の新戸籍に記載する事項	106
イ 重要な身分事項の移記	107
(2) 昭和42年法務省令第14号による改正後の取扱い	108
(3) 昭和59年法務省令第40号による改正後の取扱い	109
(4) 平成12年法務省令第7号による改正後の取扱い	110
(5) 平成16年法務省令第46号による改正後の取扱い	111
4 移記を要しない事項	111
(1) 本籍欄	112
(2) 筆頭者氏名欄	112
(3) 戸籍事項欄	113
(4) 身分事項欄	113
ア 出生に関する事項	114
(ア) 出生の場所	114
(イ) 届出人の資格・氏名	114
イ 認知に関する事項	114
ウ 養子縁組に関する事項	116
エ 親権に関する事項	117
(5) 身分事項欄下部全欄	117
ア 名欄の名の傍訓	117
イ 養父母欄	117
(6) 追完事項	118
5 転籍又はコンピュータシステムに移行する際に注意すべき氏名の記 載順序	119
6 具体的な移記の方法	119
(1) 戸籍の表示欄	120
(2) 戸籍事項欄	121
(3) 身分事項欄	122
ア 出生に関する事項	122

イ 認知に関する事項	125
ウ 養子縁組に関する事項	126
エ 婚姻に関する事項	129
オ 親権及び未成年者の後見に関する事項	132
カ 推定相続人の廃除に関する事項	133
キ 日本の国籍の選択の宣言等に関する事項	134
ク 名の変更に関する事項	134
ケ 性別の取扱いの変更に関する事項	135
7 戸籍記載の移記のまとめ	136
第8 戸籍記載の連続性	138
1 戸籍記載の連続性とは	138
2 戸籍改製の際の改製事項の記載による連続性	139
3 転籍の際の転籍事項の記載による連続性	141
4 他の戸籍に入るとき及び戸籍から除かれるときの入籍・除籍事項の記載による連続性	142
第9 届書の審査方法	145
1 出生届	145
(1) 出生届書の様式	145
(2) 「生まれた子」欄の審査	147
ア 「子の氏名」欄	147
イ 「父母との続柄」欄	148
(ア) 嫡出子の父母との続柄	149
(イ) 嫡出でない子の父母との続柄	153
(ウ) 審査方法	154
ウ 「生まれたとき」欄	157
エ 「生まれたところ」欄	158
オ 「住所」欄	159
(3) 「生まれた子の父と母」欄の審査	159
ア 嫡出子の場合の「父母の氏名」欄	159
(ア) 父母婚姻中の出生子	159
(イ) 父母離婚後 300 日以内の出生子	159
(ウ) 出生後に父母が養子縁組している場合の出生子	159

目 次

イ 嫡出でない子の場合の「父母の氏名」欄	160
ウ 父母の年齢の記載	161
エ 「本籍及び筆頭者の氏名」欄	161
(ア) 父母婚姻中に出生した嫡出子の場合	161
(イ) 父母離婚後 300 日以内に出生した嫡出子の場合	162
(ウ) 嫡出でない子の場合	163
オ 「同居を始めたとき」欄	165
カ 「子が生まれたときの世帯のおもな仕事と父母の職業」欄	165
(4) 「その他」欄の審査	166
(5) 「届出人」欄の審査	167
ア 「届出人」欄	167
(ア) 嫡出子の出生届の場合	167
(イ) 嫡出でない子の出生届の場合	168
イ 「住所」欄	169
ウ 「本籍」欄	169
エ 「署名」欄	169
(6) 添付書類の審査	170
ア 出生証明書	170
イ その他の書類等	170
(ア) 裁判書の謄本等	170
(イ) 申述書	170
2 認知届	172
(1) 認知の種類	173
ア 任意認知	173
イ 胎児認知	174
ウ 遺言認知	175
エ 強制認知（裁判認知）	176
(2) 任意認知届の審査	177
ア 「認知される子」欄	177
(ア) 認知される子が未成年者の場合	177
(イ) 認知される子が成年者の場合	180
(ウ) 「住所」欄及び「本籍」欄	180
イ 「認知する父」欄	180
ウ 「認知の種類」欄	181

エ 「子の母」欄	181
オ 「その他」欄	181
カ 「届出人」欄	183
キ 届出地	183
(3) 胎児認知届の審査	183
ア 「認知される子」欄	183
イ 「認知する父」欄	185
ウ 「認知の種別」欄	185
エ 「子の母」欄	185
オ 「その他」欄	185
カ 「届出人」欄	186
キ 届出地	186
ク 届書の保管及び処理	187
ケ 認知された胎児が死体で生まれた場合	188
(4) 遺言認知届の審査	188
ア 「認知される子」欄	188
(ア) 認知される子が未成年者の場合	188
(イ) 認知される子が成年者の場合	189
(ウ) 認知される子が胎児の場合	189
イ 「認知する父」欄	189
ウ 「認知の種別」欄	189
エ 「子の母」欄	191
オ 「その他」欄	192
カ 「届出人」欄	192
キ 届出地	192
(5) 強制認知届の審査	192
ア 「認知される子」欄	192
(ア) 認知される子が未成年者の場合	192
(イ) 認知される子が成年者の場合	192
イ 「認知する父」欄	192
ウ 「認知の種別」欄	192
エ 「子の母」欄	193
オ 「その他」欄	193
カ 「届出人」欄	193

キ 届出地	195
(6) 報告的認知届（外国の方式により認知が成立した場合）の審査	195
ア 生後認知の場合	196
(ア) 「認知される子」欄	196
(i) 認知される子が未成年者の場合	196
(ii) 認知される子が成年者の場合	196
(イ) 「認知する父」欄	196
(ウ) 「認知の種別」欄	196
(エ) 「子の母」欄	196
(オ) 「その他」欄	196
(カ) 「届出人」欄	197
(キ) 届出地	197
イ 胎児認知の場合	198
(ア) 「認知される子」欄	198
(イ) 「認知する父」欄	199
(ウ) 「認知の種別」欄	199
(エ) 「子の母」欄	199
(オ) 「その他」欄	199
(カ) 「届出人」欄	199
(キ) 届出地	200
(7) 添付書類	200
ア 任意認知届	200
(ア) 認知される子が未成年者の場合	200
(イ) 認知される子が成年者の場合	200
イ 胎児認知届	200
ウ 遺言認知届	200
(ア) 生後認知の場合	200
(イ) 胎児認知の場合	201
エ 強制認知届	201
オ 報告的認知届（外国の方式により認知が成立した場合）	201
3 養子縁組届	203
(1) 養子縁組制度の変遷	204
(2) 養子縁組の実質的要件	205
(3) 養子縁組の無効・取消し	216

ア 縁組の無効	216
イ 縁組の取消し	216
① 取消原因	217
② 取消権者	218
③ 取消しの請求	218
④ 取消しの効果	218
(4) 養子縁組の効果	219
ア 嫡出親子関係の形成	219
イ 養子の氏	219
ウ 養子の親権者	220
(5) 養子縁組の形態と戸籍の変動	220
(6) 届書の審査方法	229
ア 夫婦が15歳以上の未成年者を養子とする縁組届	229
イ 夫婦が15歳未満の者を養子とする縁組届	233
ウ 夫婦が15歳未満の嫡出でない子を養子とする縁組届（養子となる者の母が未成年者のため母に代わって親権を行う父母（養子となる者の祖父母）が代諾する場合）	236
エ 夫婦が成年者を養子とする縁組届	238
オ 夫（戸籍の筆頭者）が妻の嫡出である15歳以上の未成年者を養子とする縁組届（養子となる者が他籍にある場合）	239
カ 夫（戸籍の筆頭者）が妻の嫡出である15歳未満の者を養子とする縁組届（養子となる者が他籍にある場合）	240
キ 妻（筆頭者の配偶者）が夫の嫡出である15歳以上の未成年者を養子とする縁組届（養子となる者が同籍している場合）	241
ク 妻（筆頭者の配偶者）が夫の嫡出である15歳未満の者を養子とする縁組届（養子となる者が同籍し、法定代理人である親権者父が代諾する場合）	243
ケ 夫（戸籍の筆頭者）が妻の嫡出でない15歳以上の未成年者を養子とする縁組届（養子が他籍にある場合）	245
コ 夫（戸籍の筆頭者）が妻の嫡出でない15歳未満の者を養子とする縁組届（養子が他籍にある場合）	245
サ 配偶者を有しない戸籍の筆頭者が夫婦を養子とする縁組届	246
シ 配偶者を有しない戸籍の筆頭者が単身者を養子とする縁組届	249
ス 戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者が夫婦を養子とする縁組届	250

セ	戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者が単身者を養子とする縁組届	252
ソ	夫婦が夫婦を養子とする縁組届	253
タ	夫婦が夫婦の一方を養子とする縁組届（養子が自己の氏を称する婚姻をしている場合）	255
チ	夫婦が夫婦の一方を養子とする縁組届（養子が相手方の氏を称する婚姻をしている場合）	256
ツ	夫婦の一方（戸籍の筆頭者）が夫婦を養子とする縁組届	257
テ	夫婦の一方（戸籍の筆頭者）が夫婦の一方を養子とする縁組届（養子が自己の氏を称する婚姻をしている場合）	257
ト	夫婦の一方（戸籍の筆頭者）が夫婦の一方を養子とする縁組届（養子が相手方の氏を称する婚姻をしている場合）	257
ナ	夫婦の一方（筆頭者の配偶者）が夫婦の一方を養子とする縁組届（養子が自己の氏を称する婚姻をしている場合）	257
ニ	夫婦の一方（筆頭者の配偶者）が夫婦の一方を養子とする縁組届（養子が相手方の氏を称する婚姻をしている場合）	257
ヌ	夫婦がその嫡出子の配偶者を養子とする縁組届（養子が自己の氏を称する婚姻をしている場合）	257
ネ	夫婦がその嫡出子の配偶者を養子とする縁組届（養子が相手方の氏を称する婚姻をしている場合）	258
ノ	夫婦の一方が他方の嫡出子を養子とすると同時にその嫡出子の配偶者を夫婦がともに養子とする縁組届	258
ハ	夫婦がそれぞれ自己の嫡出子の配偶者である夫婦の一方を養子とする縁組届	262
ヒ	生存配偶者が夫婦の一方を養子とする縁組届（養子が自己の氏を称する婚姻をしている場合）	266
フ	生存配偶者が夫婦の一方を養子とする縁組届（養子が相手方の氏を称する婚姻をしている場合）	266
ヘ	夫婦が成年者を養子とする縁組届と同時に養子となる者の子（未成年者）を養子とする縁組届	266
4	養子縁組取消届	268
(1)	届出人	270
(2)	届出期間	270
(3)	添付書類	270
5	養子離縁届	274

(1) 協議離縁の実質的成立要件	274
ア 離縁意思の存在	274
イ 15歳未満の養子の離縁における離縁協議者（法定代理人の協議）	275
ウ 縁組当事者の一方が夫婦の場合における離縁	283
(ア) 成年者との離縁	283
(イ) 未成年者との離縁	284
(2) 協議離縁の形式的成立要件	284
(3) 死亡した縁組当事者の一方との離縁	284
ア 15歳未満の養子が死亡養親と離縁する場合の離縁協議者（離縁許可の申立人）	287
(ア) 養父母双方が死亡している場合	287
(イ) 養父母の一方が死亡している場合	288
(ウ) 死亡養親との離縁において養子が15歳未満の場合の離縁協議者	288
イ 死亡養子との離縁許可の申立人	289
(4) 裁判離縁	289
ア 調停離縁	290
イ 審判離縁	290
ウ 判決離縁	291
エ 和解離縁	292
オ 請求の認諾離縁	292
カ 訴えの当事者	293
(ア) 養親が夫婦である場合	293
(イ) 養子が15歳未満の場合	293
(ウ) 当事者の一方が成年被後見人の場合	293
(5) 協議離縁の無効・取消し	294
(6) 離縁の効果	295
(7) 養子離縁の形態と戸籍の変動	295
ア 養親及び養子ともに夫婦の場合	296
(ア) 養子夫婦が養親双方と離縁をするとき	296
(イ) 養子夫婦が養親の一方のみと離縁をするとき	296
(ウ) 養子夫婦の一方（婚姻の際に氏を改めなかった者）と養親双方と離縁をするとき	297
(エ) 養子夫婦の一方（婚姻の際に氏を改めなかった者）と養親の一方のみと離縁をするとき	297

(オ) 養子夫婦の一方（婚姻の際に氏を改めた者）と養親双方又はその一方と離縁をするとき	297
イ 養親が夫婦で養子が単身者（養親の戸籍に入籍している者）の場合	297
(ア) 養親双方と離縁をするとき	297
(イ) 養親の一方のみと離縁をするとき	298
ウ 養親が夫婦で養子が単身者（縁組後分籍している者）の場合	298
(ア) 養親双方と離縁をするとき	298
(イ) 養親の一方のみと離縁をするとき	298
エ 養親が夫婦で養子が養親の戸籍に入籍し、婚姻した後に離縁をする場合	298
(ア) 養子が自己の氏（養親の氏）を称して婚姻している場合	298
(イ) 養子が相手方の氏を称して婚姻している場合	298
オ 養親夫婦が離婚している場合	299
(ア) 養子が夫婦の場合	299
(イ) 養子が単身者の場合	299
カ 養子夫婦が離婚した後、離縁をする場合	300
キ 養親が単身者の場合	302
(ア) 養子が夫婦のとき	302
(イ) 養子が単身者のとき	302
(ウ) 養子が婚姻した後、離縁するとき	302
ク 死亡養親と離縁をする場合	302
(8) 離縁の際の氏を称する届出	305
ア 縁氏続称の要件	306
(ア) 離縁により復氏したこと	306
(イ) 他に称すべき氏がないこと	307
(ウ) 養子縁組の期間が7年を超えていること	309
(エ) 離縁の日から3か月以内に届出をすること	309
イ 届出人	310
(9) 届書の審査方法	311
ア 養親及び養子ともに夫婦の場合	312
イ 養親が夫婦で養子が単身者の場合	315
(ア) 養子が成年者のとき	315
(イ) 養子が15歳以上の未成年者のとき	317
(ウ) 養子が15歳未満の者のとき	318

ウ	養子が養親の戸籍に入籍し、婚姻した後に離縁する場合	324
	(ア) 養子が自己の氏(養親の氏)を称して婚姻しているとき	324
	(イ) 養子が相手方の氏を称して婚姻しているとき	325
エ	養親夫婦が離婚している場合(養子が15歳以上の単身者の場合)	326
	(ア) 婚姻の際に氏を改めなかった養親と離縁するとき	327
	(イ) 離婚復氏した養親と離縁するとき	329
	(ウ) 養親双方と同時に離縁するとき	331
オ	養親が夫婦で養子夫婦が離婚した後、離縁する場合	333
	(ア) 養子が婚姻の際に氏を改めなかった者であるとき	333
	(イ) 養子が婚姻の際に氏を改めた者であるとき	336
カ	夫の氏を称して婚姻した妻が夫死亡後に養子となり、離縁する に当たり、実方の氏に復する場合	338
キ	嫡出でない子が実母及び実母の夫と縁組している場合(養子が 15歳未満の者である場合)	341
	(ア) 養親の婚姻中に離縁するとき	341
	(イ) 養親の離婚後に離縁するとき	343
ク	死亡した養親と生存養親と同時に離縁する場合(養子が成年者 の場合)	344
ケ	死亡した養親双方と離縁する場合(養子が15歳未満の者の場合)	345
コ	死亡した養子と養父母が離縁する場合	347
サ	戸籍法73条の2の届出	347
	(ア) 離縁届と同時に届出があったとき	348
	(イ) 離縁復籍後に届出があったとき	349
	(ウ) 新戸籍が編製された後に届出があったとき	350
6	養子離縁取消届	353
	(1) 届出人	354
	(2) 届出期間	354
	(3) 添付書類	354
7	婚姻届	354
	(1) 婚姻制度の沿革	354
	(2) 婚姻の実質的成立要件	355
	ア 婚姻意思の合致	355
	イ 婚姻適齢(婚姻最低年齢)	357
	ウ 重婚の禁止	357

エ	再婚禁止期間	358
オ	近親婚の禁止	362
カ	未成年者の婚姻と父母の同意	365
(3)	婚姻の形式的成立要件	366
(4)	婚姻の効果	366
ア	夫婦同氏	366
イ	同居、協力及び扶助の義務	367
ウ	守操の義務	367
エ	婚姻による成年擬制	367
オ	夫婦間の契約取消権	367
カ	夫婦財産制	368
(ア)	夫婦財産契約	368
(イ)	法定財産制	368
(5)	婚姻の無効・取消し	368
ア	婚姻の無効	368
(ア)	婚姻意思の欠缺	368
(イ)	届出の懈怠	369
イ	婚姻の取消し	369
(ア)	取消原因	369
(イ)	取消権者	370
(ウ)	取消しの方法	370
(エ)	取消しの効果	370
(オ)	取消原因等の一覧表	371
(6)	婚姻の形態と戸籍の変動	372
(7)	届書の審査方法	373
ア	戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者（いずれも成年者）同士が夫の氏を称する場合	373
イ	既に戸籍の筆頭者となっている者の氏を称する場合	376
ウ	同一戸籍内の者が妻の氏を称する場合	377
エ	離婚した同一人が再婚する場合	378
オ	未成年者同士が夫の氏を称する場合	379
カ	父母の婚姻により子が嫡出子の身分を取得する場合	381
8	婚姻取消届	384
(1)	届出人	384

(2) 届出期間	384
(3) 添付書類	385
(4) 婚姻取消しの効果	385
9 離婚届	386
(1) 離婚制度	386
(2) 協議離婚	387
ア 実質的要件	387
イ 形式的要件	389
(3) 協議離婚の無効・取消し	389
ア 協議離婚の無効	389
イ 協議離婚の取消し	390
(4) 裁判離婚	391
ア 調停離婚	391
イ 審判離婚	391
ウ 判決離婚	391
エ 和解離婚	394
オ 請求の認諾離婚	394
カ 離婚の裁判の当事者	394
(5) 離婚の効果	394
ア 姻族関係の終了	395
イ 復氏	395
ウ 財産分与の請求	395
エ 未成年の子の親権者・監護者の決定	395
(6) 離婚による戸籍の変動	396
ア 離婚により婚姻前の氏に復するとき	396
イ 婚姻の際に氏を改めた者が、婚姻後養子縁組し、離婚をするとき	397
ウ 転婚者が、離婚をするとき	397
(7) 離婚の際に称していた氏を称する届出	398
(8) 届書の審査方法	399
ア 夫の氏を称して婚姻した夫婦が協議離婚の届出をする場合	400
イ 夫の氏を称して婚姻し、夫婦で養子となった後、協議離婚の届出をする場合	404
ウ 転婚者(妻)が、実方の氏を称して新戸籍編製の申出をする協議離婚の届出をする場合	406

エ	家庭裁判所で成立した和解離婚の届出をする場合	407
オ	裁判離婚の届出人でない者が、離婚届書の「その他」欄に新戸籍を編製する旨記載して離婚の届出をする場合	408
カ	戸籍法 77 条の 2 の届出	409
	(ア) 離婚の届出と同時に戸籍法 77 条の 2 の届出をする場合	411
	(イ) 離婚復籍後に戸籍法 77 条の 2 の届出をする場合	412
	(ウ) 離婚によって新戸籍が編製された後、戸籍法 77 条の 2 の届出をする場合	413
	(エ) 転婚者(妻)が、離婚によって実方の氏に復する離婚の届出と同時に、戸籍法 77 条の 2 の届出をする場合	414
10	離婚取消届	418
	(1) 届出人	419
	(2) 届出期間	419
	(3) 添付書類	419
11	親権(管理権)届	419
	(1) 親権者	420
	ア 嫡出子の親権者	420
	イ 嫡出でない子の親権者	421
	ウ 養子の親権者	422
	エ 親権者の変更	424
	(2) 親権の内容	425
	ア 親権の内容	425
	イ 利益相反行為についての親権の制限	426
	(3) 親権の喪失	426
	ア 親権喪失の審判	427
	イ 親権停止の審判	428
	ウ 管理権喪失の審判	429
	エ 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し	429
	オ 親権又は管理権の辞任及び回復	430
	(4) 届書の審査方法	431
	ア 父母離婚後に出生した子について、父母の協議で父を親権者と定める届出をする場合	431
	イ 父から母に親権者を変更する審判書を添付した親権者変更届出をする場合	432

ウ	親権喪失の審判を受けた親権者父について親権喪失取消しの審判が確定した届出を親族からする場合	433
エ	離婚した父母が再婚する場合の婚姻届書「その他」欄に記載がある場合	433
オ	父母離婚の際、父を親権者と定められた未成年の子が、父の後妻と縁組する場合の届書「その他」欄に記載がある場合	433
12	未成年者の後見届	435
(1)	未成年後見の開始	435
(2)	未成年後見の機関	436
(3)	未成年後見の終了	437
(4)	届書の審査方法	438
ア	遺言による未成年者の後見届をする場合	438
イ	未成年後見人選任の審判による場合	438
13	死亡届	439
14	失踪届	445
15	生存配偶者の復氏届	447
16	姻族関係終了届	448
17	推定相続人廃除届	449
18	入籍届	449
ア	15歳未満の子の母の氏を称する入籍届出を法定代理人である母がし、母について新戸籍を編製する場合	452
イ	婚姻中の養父及び実母の氏を称する入籍届出を15歳以上の未成年者がする場合	453
19	分籍届	455
20	国籍取得届出	456
(1)	国籍法3条による取得	456
(2)	国籍法17条による取得	458
(3)	届書の審査方法	458
21	帰化届出	461
22	国籍喪失届出	462
23	国籍留保届	463
24	国籍選択届	465
25	外国国籍喪失届	467
26	氏の変更届	467

目 次

(1) 戸籍法 107 条 1 項の届	467
(2) 戸籍法 107 条 2 項の届	471
(3) 戸籍法 107 条 3 項の届	473
(4) 戸籍法 107 条 4 項の届	474
(5) 外国人配偶者の氏変更の申出	476
27 名の変更届	477
28 転籍届	478
29 就籍届	479
第 10 戸籍記載の嘱託	482
1 戸籍記載を嘱託すべき審判等	483
2 戸籍記載の嘱託手続	484
3 性別の取扱いの変更の審判に基づく戸籍記載の嘱託があった場合	485
(1) 当該審判を受けた者の戸籍に在る者又は在った者が他にあるとき	486
(2) 当該審判を受けた者が戸籍の筆頭者であって他に在籍者がいない とき（過去に在籍者があり、除籍となっているときを除く。）	488